

第3期

# あまがさきし地域福祉計画

誰もがその人らしく安心して暮らせる  
地域福祉社会の実現を目指して

(答申案)



平成29年3月

尼崎市



はじめに

市長  
写真

## 【 目 次 】

<b>第1章 地域福祉計画の策定にあたって</b> .....	<b>2</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	2
2 計画の位置づけと期間 .....	3
(1) 法令の根拠 .....	3
(2) 計画の位置づけ .....	3
(3) 計画の期間と関連計画との進行スケジュール .....	4
3 計画の策定プロセス .....	5
<b>第2章 尼崎市の地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>8</b>
1 尼崎市のまちの姿 .....	8
2 統計データからみる人口の推移等 .....	10
(1) 人口減少社会と少子高齢化 .....	10
(2) 世帯構成の推移（単身世帯の増加） .....	11
(3) 子どもを取り巻く状況 .....	12
(4) 福祉制度の利用状況 .....	13
(5) 地域で活動する団体の推移 .....	15
(6) 民生児童委員の状況 .....	17
3 市民等の意識 .....	18
(1) 地域との関わりの状況 .....	19
(2) 地域の支え合い活動に関する意識 .....	20
(3) 悩み・不安の状況 .....	25
(4) 福祉事業者への期待 .....	27
(5) 連携・協働 .....	28
(6) 要配慮者（災害時要援護者）支援 .....	30
4 第2期地域福祉計画の進捗と評価 .....	31
(1) 第2期地域福祉計画の基本目標と重点的な取り組み .....	31
(2) 第2期地域福祉計画の進捗状況と今後の取り組み .....	32
5 尼崎市の地域福祉における課題 .....	35
<b>第3章 地域福祉計画策定の考え方</b> .....	<b>38</b>
1 計画の基本理念 .....	38
2 取り組みを進めるための視点 .....	39
3 計画の基本目標 .....	40
4 施策体系 .....	42
5 地域福祉を推進する主体の役割と協働の考え方 .....	43
6 圏域（活動エリア）の考え方と重層的なネットワーク .....	49
(1) 圏域（活動エリア）の考え方 .....	49
(2) 重層的な圏域設定とネットワーク .....	50

<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>54</b>
施策の展開方向と取り組み・方向性 .....	54
基本目標1「支え合い」を育む人づくり .....	56
(1) 福祉学習の推進 .....	56
(2) 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援.....	58
(3) 地域福祉活動を支援する人材の育成 .....	60
基本目標2 多様な主体の参画と協働による地域づくり.....	62
(1) 地域を支えるネットワークづくり .....	62
(2) 地域での見守り・支え合いの充実 .....	66
(3) 多様な手法による地域福祉活動の推進.....	68
(4) 社会福祉法人、企業、NPO 等による地域貢献の推進.....	70
基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり.....	72
(1) 包括的・総合的な相談支援体制の充実.....	72
(2) 権利擁護の推進 .....	75
(3) 適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進.....	77
(4) 要配慮者（災害時要援護者）支援の推進.....	79
(5) 安全・安心に暮らせる環境整備 .....	81
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>84</b>
1 計画の進行管理と評価 .....	84
2 基盤整備における財源の確保 .....	84
3 各目標の進捗を図る指標 .....	85
<b>参考資料</b> .....	<b>88</b>
1 地域福祉の推進に関連する各制度等の状況 .....	88
2 市民等意識調査における民生児童委員の自由意見.....	92
3 計画策定部会等における意見 .....	94
4 諮問及び答申 .....	96
5 策定経過 .....	98
6 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会委員名簿.....	99
7 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会計画策定部会委員名簿.....	100
8 用語解説 .....	101

本計画における「障がい」の表記について

第1期、第2期「あまがさきし地域福祉計画」では、「障害」を「障がい」と表記しています。

本計画の策定にあたっては様々な意見がありましたが、第2期計画策定時の尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会での審議結果を尊重し、第3期計画においても、引き続き、法令・条例等に基づく表記や固有名詞等を除き「障がい」と表記します。

